エコアクション21

認証番号0010138

環境経営レポート

令和5年11月～令和6年10月

新日本住宅株式会社

地球にやさしいエネルギーを考える会社です

令和6年11月30日

目　　次

1．環境経営方針

2．環境への負荷の自己チエックの結果

3．環境への取組の自己チエックの結果

4．環境関連法規などの取りまとめ及び遵守状況の結果

5．環境経営計画

6．環境経営計画

7．実施体制

8．外部からの苦情などの受付状況及び対応結果

9．事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策

10.環境上の緊急事態の対応に関する試行及び訓練の結果

11.環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況、及びその評価結果

12.問題点の是正処理及び予防処置の結果

13.代表者による全体の取組状況の評価と見直し・指示の結果

14.環境経営レポート

15.組織が取組の際に必要とした手順書

1．組織の概要

1．事業所名	新日本住宅株式会社
代表者名	代表取締役　江島　香織
2．所在地 （対象組織）	本　　社　　〒830-0047　　福岡県久留米市津福本町1249-6
3．環境管理責任者	江島　博和
連絡先	TEL　０９４２－３５－４５２６ FAX　０９４２－３６－１３８１ Eメールアドレス　k-eshima@k-sinnihon.co.jp
4．事業の概要 （対象活動）	総合建設業（建築、土木、とび・土工、解体） 福岡県知事許可（特-2）第５６２０９号　建築工事業 福岡県知事許可（般-2）第５６２０９号　土木工事業 福岡県知事許可（般-2）第５６２０９号　とび・土工工事業 福岡県知事許可（般-2）第５６２０９号　解体工事業 福岡県知事許可（般-5）第５６２０９号　電気工事業
5．事業の規模	資本金　2,300万

（事業年度：１１月～翌年１０月）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
売上高	百万円	324	185	250
従業員数	人	7	7	8
床面積	㎡	204.55	204.55	204.55

6．認証・登録範囲	対象範囲：全組織 事業活動：建築工事業、土木工事業、とび・土工工事業、解体工事業、電気工事業 エコアクション21　　認証・登録番号　　0010138 認証・登録日　　2014年7月14日

2. 認証登録対象組織図

従業員数　8名

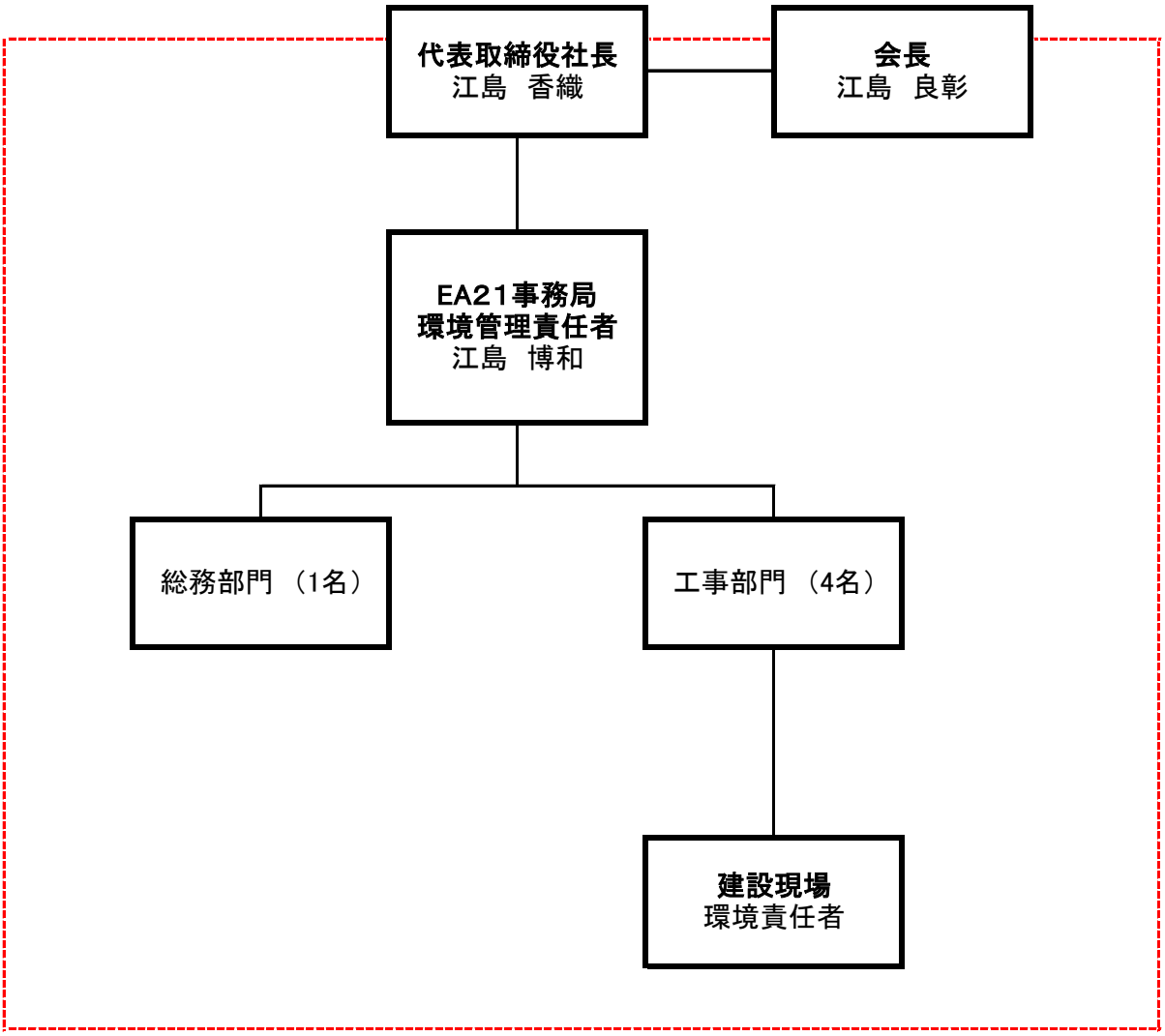

環　境　経　営　方　針

当社は、建設業の活動において地球環境へ及ぼす環境負荷について理解し、環境負荷削減に積極的に取り組み、環境に配慮した循環型社会の構築に貢献すると共に環境経営の継続的改善を進めます。

1．次の事項に取り組みます。

（１）二酸化炭素排出量の削減（電力、燃料使用量の削減）

（２）廃棄物排出量の削減（建設廃棄物のリサイクルの推進を含む）

（３）水使用量の削減

（４）グリーン調達の推進

（５）環境に配慮した施工の推進

（６）地域貢献活動の実施

2．事業活動において適用される環境関連法規等を遵守します。

3．環境方針を従業員全員に周知し、継続的に取り組みます。

4．環境への取り組みを環境活動レポートとして公表します。

制定日　平成２５年８月２０日

改定日　令和１年１０月　１日

新日本住宅株式会社

代表取締役社長　江島　香織

4. 環境経営目標

環境方針を踏まえて、下記の６項目について環境目標を設定した。
なお、削減目標は令和2年度をベースに毎年１％の削減で設定した。

	環境目録	単位	該当事業所	令和2年度（基準年度）	令和4年度 １１月～１０月（目標）	令和5年度 １１月～１０月（目標）	令和6年度 １１月～１０月（目標）
1	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO_2	全社	16,862	16,524以下 (-2%)	16,356以下 (-3%)	16,288以下 (-3.4%)
1	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO_2	事務所	7,351	7,203以下 (-2%)	7,130以下 (-3%)	7,101以下 (-3.4%)
1	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO_2	現場	9,509	9,318以下 (-2%)	9,223以下 (-3%)	9,185以下 (-3.4%)
(1)	電気使用量の削減	kWh	事務所	5,816	5,699以下 (-2%)	5,641以下 (-3%)	5,618以下 (-3.4%)
(1)	電気使用量の削減	※急速充電器は外部の方が使用されるので、実績数値測定のみで目標化は不可です。 ※現場の電気使用は計測が出来ない為、目標化は不可です。					
(2)	ガソリン使用量の削減	L	現場	3,575	3,503以下 (-2%)	3,467以下 (-3%)	3,453以下 (-3.4%)
(2)	ガソリン使用量の削減	L	事務所	522	511以下 (-2%)	506以下 (-3%)	504以下 (-3.4%)
(3)	LPG使用量の削減	Kg	事務所	11.2	10.9以下 (-2%)	10.8以下 (-3%)	10.8以下 (-3.4%)
2	一般廃棄物排出量の削減	Kg	事務所	480	470以下 (-2%)	465以下 (-3%)	463以下 (-3.4%)
2	産業廃棄物最終処分量の削減	Kg	現場	9,600	9,408以下 (-2%)	9,312以下 (-3%)	9,273以下 (-3.4%)
3	水使用量の削減	m^3	事務所	110	107 以下 (-2%)	106以下 (-3%)	106以下 (-3.4%)
4	グリーン調達の推進	件	本社・現場	7	7	7	7
5	事業における環境への配慮 工事受注件数	件	現場	183	186	188	190
6	地域貢献活動の推進	回	全社	5	5	5	5

5. 環境経営計画

改善取組事項			具体的取組内容	担当部門
1 二酸化炭素排出量の削減	1-1	電力使用量の削減	①昼休み時間の消灯	総務部
			②使用していないパソコンの電源を切る	
			③エアコンの設定温度を決め実行する	
	1-2	ガソリン使用量の削減（事務所）	①エコドライブの実施	総務部
			②定期点検の実施	
	1-3	ガソリン使用量の削減（建設現場）	①エコドライブの実施	現場責任者
			②定期点検の実施	
	1-4	LPG使用量の削減	ガスコンロを効率的に使用する	総務部
2	2-1	一般廃棄物排出量の削減	①分別によるリサイクルを推進する	総務部
			②コピー用紙裏紙を使用する	
	2-2	産業廃棄物最終処分量の削減	①分別によるリサイクルを推進する	現場責任者
			②転用可能な資材を活用する	
3	水使用量の削減		①節水シールの貼り付け	総務部
			②節水コマの取付	
4	グリーン調達の推進		環境負荷ができるだけ小さいものを選ぶ	総務部
5	事業における環境への配慮 工事受注件数		①4S(整理・整頓・清潔・清掃）の徹底	全社員
			②環境配慮型設計についての検討	
6	地域貢献活動の推進		①近隣の清掃活動を実施する	全社員
			②「筑後川河川美化ノーポイ運動」でゴミ収集活動に参加する（年2回）	

6.環境経営目標の実績

エコアクション２１を運用した令和5年１１月～令和6年１０月における目標に対する実績は
次のとおりであった。（年度：１１月～翌年の１０月）

※使用電力の二酸化炭素排出量は、九州電力の2022年度調整後排出係数　0.462kg-CO2/kWhを使用して算出した。

目標	単位	令和2年度 （基準年度）	令和5年度 目標	令和5年度 実績	（達成率） 目標達成の評価
二酸化炭素排出量削減 全社（-3%）	Kg-CO_2	16,862	16,356以下	10,967.41 （913/月）	（149%） ○
二酸化炭素排出量削減 事務所（-3%）	Kg-CO_2	7,351	7,130以下	6,976.07 （581/月）	（102%） ○
二酸化炭素排出量削減 建設現場・ガソリン（-3%）	Kg-CO_2	9,509	9,223以下	3,122.46 （249/月）	（300%） ○
（電気使用量の削減） 事務所（-3%）	kWh	5816	5,641以下	6,138 （511/月）	（90%） ×
（電気使用量の削減） **（外部）急速充電器**	kWh			1,052 （87/月）	
（電気使用量の削減） 現場	kWh			1,813 （151月）	
（ガソリン使用量の削減） 現場（-3%）	L	3,575	3,467以下	1,345.89 （288/月）	（257%） ○
（ガソリン使用量の削減） 社用車（-3%）	L	522	506以下	283.43 （23.6/月）	（ 178%） ○
（LPG使用量の削減） 事務所（-3%）	kg	11.2	10.8以下	0.4 （0.03/月）	（ 270%） ○
一般廃棄物排出量の削減 事務所（-3%）	kg	480	465以下	24.0 （2./月）	（ 190%） ○
産業廃棄物最終処分量の削減 現場（-3%）	kg	9,600	9,312以下	8,900kg （741/月）	（104%） ○
水使用量の削減（-3%）	m3	110	106以下	89 （7.4/月）	（119%） ○
グリーン調達法の推進	件	7	7	7	100% ○
事業における環境への配慮工事 受注件数	件	183	188	114	65% ×
地域貢献活動の推進	回	5	5	5	100% ○

※急速充電器は外部の方が使用されるので、実績数値測定のみで目標化は不可です。
※現場の電気使用は計測が出来ない為、目標化は不可です。
※LPGの仕様は期中で中止となっています。

7.環境活動の取組結果とその評価及び次年度の取組

環境目標			結果	評価	次年度取組内容
1	二酸化炭素排出量削減		達成	・前期は夏季の異常気象の影響のため 未達成でしたが、今回は目標を達成できた。	
	1-1	電力使用の削減	未達成	・今回事務所の電気使用量と低圧電力を含めました。電気の使いすぎ	・昼休み時間の消灯.・使用していないPCの電源を切る・エアコンの設定温度を決め実行する。
	1-2 1-3	ガソリン使用量の削減	達成	・外回りが増えたためガソリンの使用量及び走行距離が増えた。しかし、燃費は向上しており、エコドライブが定着してきている。	・現場は社用車でルートを検索していくように努め。、
	1-4	LPG使用量の削減	達成	・目標を達成できた。	・ガスコンロを効率的に使用する
2	2-1	一般廃棄物搬出量の削減	達成	・目標を達成できた。	・分別によるリサイクルを推進する・コピー用紙裏紙を使用する
	2-2	産業廃棄物最終処分量の削減	達成	木造新築工事や改修工事による廃材が多くなりました。なるべく廃棄物を出さないような材料の使い方をしました。	・分別によるリサイクルを推進する・転用可能な資材を活用する
3	水使用量の削減		達成	・節水活動については、目標を達成できた。朝礼等を通じて社員へ節水活動推進を周知し、活動を行っていく。	・節水シールの貼り付け・節水コマの取付
4	グリーン調達の推進		達成	・目標を達成できた。 今後もグリーン購入の推進に努める。	・環境負荷ができるだけ小さいものを選ぶ
5	環境に配慮した工事施工の検討・実施 工事受注件数		未達成	・工事期間の長い物件が多かったため。	・4Sの徹底 ・環境配慮型設計についての検討
6	地域貢献活動の推進		達成	・河川愛護活動として久留米市城島町の山の井川の清掃活動を実施し、久留米市の道路愛護活動では弊社から津福駅までのゴミ拾いを実施した。・久留米市主催の市民と協働による排水路浚渫ボランテアに参加	・近隣の清掃活動を実施する・『筑後川河川美化ノーポイ運動』でゴミ収集活動に参加する（年2回）

節水への取組

社員一人一人の意識を高めるために
掲示しています

地域貢献活動　『道路愛護活動』

道路愛護活動として月３回　ゴミ拾いを行います

地域貢献活動　『河川愛護活動』

河川愛護活動として河川のゴミ拾い、草刈りを行います

8. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

環境関連法規	要求事項	遵守状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物委託基準の遵守	適
	産業廃棄物処理の義務	適
	処理基準の遵守	適
	保管基準の遵守	適
	産業廃棄物の保管	適
	保管の届け出	該当なし
	許可業者への委託	適
	委託基準の遵守	適
	管理表（マニフェスト票）の交付	適
	管理表（マニフェスト票）の写しの保存期間	適
	管理表（マニフェスト票）に関する知事への定期報告	適
	管理表（マニフェスト票）の写しの送付を受けるまでの期間	適
	投棄禁止	適
	焼却禁止	適
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	建設業等を営む者の責務	適
	分解解体等実施義務	適
	届け出に係る事項の説明義務	適
	請負契約に係る書面の記載事項	適
	再資源化実施義務	適
	発注者への報告等	適
	下請負人に対する元請業者の指導	適
自動車リサイクル法	使用済み自動車の引取義務	適
騒音規制法	特定建設作業の事前届け出	該当なし
	規制基準の遵守	適
振動規制法	特定建設作業の事前届け出	該当なし
	規制基準の遵守	適
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）	使用の制限	該当なし
	適応除外	該当なし
	特定特殊自動車を業として使用する者が守るべき指針	該当なし

環境関連法規	要求事項	遵守状況
消防法	貯蔵所を設置する際の、市町村長への届け出	該当なし
	危険物の品名、数量又は指定数量の倍数に変更する際、１０日目までに市町村長への届け出	該当なし
	貯蔵庫の所有者・管理者は定期点検し、記録の作成と保存の実施	該当なし
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	特定家庭用機器をなるべく長期間使用し、廃棄物の排出を抑制する。	該当なし
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	使用済小型電子機器等を排出する場合、分別して排出し、 再資源化を実施するものへ適正に引き渡す。	該当なし
大気汚染防止法（特定粉塵に関する規制）	特定粉塵が使用されている建築物・工作物を解体又は改造する作業をする。	該当なし
	特定粉排出作業に係る規制基準は、種類又は作業の種類ごとに、環境省令で決める。	該当なし
	見やすい箇所に、作業期間・方法・連絡所等の掲示板を設ける。	該当なし
	特定粉塵排出作業を行う場合は、作業開始の１４日前までに都道府県知事に届け出る。	該当なし
	特定粉塵排出作業の方法が作業基準に適合しないと認める 時は、届け出を受理した日から１４日以内に限り作業方法 に関する計画の変更を命ずることができる。	該当なし
	特定工事を施工する者は、特定粉塵排出等作業について基準を遵守しなければならない。	該当なし
建築基準法	建設材料に衛生上有害なものとして政令で定める物質を添加しないこと。石綿等をあらかじめ添加した建築材料を使用しない。 居室を有する建築物にあっては、政令で定める物質の区分に応じ建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること	適
	石綿含有建材・クロルピリホス添加建材の使用禁止 ホルムアルデヒトに関する規制	適
学校環境の技術的基準	ホルムアルデヒト　１００μg/㎥以下 トルエン　２６０μg/㎥以下 キシエン　８７０μg/㎥以下 パラジクロロベンゼン　３８００μg/㎥以下 スチレン　２２０μg/㎥以下	該当なし

環境関連法規	要求事項	遵守状況
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努め、適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。	適
	管理者判断基準の遵守	適
	第一種特定製品の廃棄棟を行なおうとする者は自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。	該当なし
	フロン類をフロン類回収業者に引き渡す時、回収依頼書を交付して写しの３年間保存。第三者に委託の場合は、委託確認書又は再委託承諾書を交付して３年間保存が必要。	該当なし
	第一種フロン類充填回収業者にフロン類を直接又は間接的に引き渡した時は、引取り証明書又は引取り証明書の写しを当該第一種特定製品廃棄等実施者は受領して３年間保存が必要。	該当なし
	第一種特定製品の廃棄等を行おうとする者は自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。	該当なし
	何人もみだりに特定製品からフロン類を放出してはならない。	適
石綿障害予防規則	事業者は、建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果、石綿の使用の有無が明らかとなったときは、分析調査しその結果を記録しておかなければならない。	該当なし
	建築物の解体工事等、封じ込め又は囲い込み作業の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物における石綿含有建材の使用状況等（設計図書）を通知するように努めなければ、なりません。	該当なし

評価：当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。
また、関係機関等からの指導や隣接する事業所及び近隣住民の方々からの苦情や訴訟もありませんでした。

9. 代表者による全体の評価と見直し・指示

今回の取組みの結果電気の使用量(事務所),事業における環境への配慮工事が未達成となりました。

空調システムの変更など、設備投資を行い、省エネ・省ＣＯ2を推進した。

車両用ガソリンが増加したものの、燃費が向上しており、社員のエコドライブに対する意識の

定着が見られる。来年度は、社員研修の充実や一層のエコドライブ推進など、ソフト面での

取組みを重点的に行いたい。

（以上）